

# 高齢者の方の肺炎球菌ワクチン予防接種 ～お急ぎください！任意予防接種の終了が迫っています！！～

高齢者の方の肺炎球菌ワクチン予防接種は、平成26年10月1日より「定期予防接種」へと制度が変わり、対象となる方・自己負担額等が大きく変わりました。

「任意予防接種（町独自の助成）」で予防接種を受けられるのは、3月23日（月）までに予約された方となりますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。また、平成26年度「定期予防接種」該当の方で、ご希望の方もお申し込みをお急ぎください。

（平成27年4月1日以降は、法に定められた対象年齢の方のみ予防接種を受けられます）

## 任意予防接種（町独自の助成）の対象となる方は・・・

接種日において満70歳以上の方が対象となります。

※ただし、接種日において満65歳以上満70歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器などに重い障がい  
を有する方(身体障害者手帳1級程度の方)については対象となります。

なお、小清水町での助成は1回のみとなりますので、過去に町助成で接種された方については対象とはなりません。

### 【予防接種料金】

自己負担金：一律 3,151円（直接病院へお支払いいただく額）

※生活保護法による被保護世帯に属する方のみ無料です。

## 定期予防接種の対象となる方は・・・

### 【平成26年度 対象の方】

- \* 65歳（昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれの方）
- \* 70歳（昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれの方）
- \* 75歳（昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生まれの方）
- \* 80歳（昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれの方）
- \* 85歳（昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生まれの方）
- \* 90歳（大正13年4月2日～大正14年4月1日生まれの方）
- \* 95歳（大正8年4月2日～大正9年4月1日生まれの方）
- \* 100歳（大正3年4月2日～大正4年4月1日生まれの方）
- \* 101歳以上（大正3年4月1日以前に生まれた方）※平成27年3月31日まで

### 【予防接種料金】

自己負担金：一律 2,000円（直接病院へお支払いいただく額）

※生活保護法による被保護世帯に属する方のみ無料です。

**接種方法** ※定期予防接種・任意予防接種、どちらも共通となります。

- ①役場へ申請（印鑑が必要となります）
- ②肺炎球菌ワクチン予防接種確認証の発行
- ③実施医療機関である小清水赤十字病院へ直接予約（☎0152（62）2121）
- ④接種 ※祝日を除く毎週月曜日 13：10～13：25の受付です。



## 今後の日程

平成27年3月23日（月）をもって、役場への申請・小清水赤十字病院への予約受付を終了いたします。

☆ワクチン効果は5年以上持続しますが、副反応が強く発現することがあり、過去5年以内に接種されている方については再接種ができませんので、ご注意ください。

## “平成27年4月1日以降は下記の方のみ対象となります”

### 【平成27年度 対象の方】

- \* 65歳（昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの方）
- \* 70歳（昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの方）
- \* 75歳（昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの方）
- \* 80歳（昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの方）
- \* 85歳（昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの方）
- \* 90歳（大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの方）
- \* 95歳（大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれの方）
- \* 100歳（大正4年4月2日～大正5年4月1日生まれの方）

### 【予防接種料金】

自己負担金：一律 2,000円（直接病院へお支払いいただく額）

※生活保護法による被保護世帯に属する方のみ無料です。

【お問い合わせ先】 保健福祉課健康推進係 ☎（62）4480